

CAPNA

キャプナ★ニュースレター

—CAPNAってどんなところ？

「いろいろなメンバーが、ひとつの目標のために協力しあっている熱いところだよ」。その目標は、虐待防止というたいへん重く、難しいものであるけれど、だからこそひとりひとりの力が必要なのだし、実際に様々な個性や特長が、多くの場面で活かされているのでしょう。(さて、私には一体何ができるのかなあ)

—CAPNAのメンバーってどんな方達？

「強くて優しい方々ですよ」。そんなみなさんから、いつも元気と勇気を分けていただいています。強さと優しさというのは、両方とも、とても大切に忘れちゃいけないものですね。(私は、どちらもまだまだですが…) 少しでもいいから、早くお返しできるようになるといいなあと思っています。

事務局にいます、学生時代、行事の準備をするために、遅くまで居残りをした記憶が思い出されます。(みんなが、何かに向かって団結している独特の雰囲気です) あの時のように、充実した時間を共有して、私らしく、私にしかできない(ちょっと大げさですね) CAPNAへの関わり方をしていきたいです。 有給スタッフ 山下 美紀

Vol. 20

学校関係者向け講座始まる



CAPNAの学校関係者向け講座が10月20日、名古屋市女性会館で始まりました。学校の教師、父母らに虐待問題を正しく理解してもらい、早期発見・早期対応のネットワークを築いていこうという取り組みで、春日井(11月17日午後1時～、春日井市勤労福祉会館)、安城(12月1日午後1時30分～安城市民会館)でも開かれます。

講座には、病氣療養中の祖父江文宏理事長(写真)も講師として出席。虐待を受けた子が心の後遺症から非行などの行動を起こしやすいことについて「学校は今まで、こうした子どもたちを合理的に指導し、正しい方向導こうとしてきた。しかし、まず虐待を受けた子の寂しさを理解することから始めな

ければ、心の傷は癒されない」と語りました。60人あまりの教育関係者は、虐待の発見やネットワークづくりのノウハウなどについて真剣な表情でメモを取っていました。

春日井、安城講座に参加をご希望の方は、CAPNA事務局=電話052(232)2880、ファクス052(232)2882=へ。

事務局を拡充します！

結成6年を経てCAPNAの活動は広がるばかり。行政との連携、マスコミ取材、講演依頼、大学生の研究への協力、他県からの視察など、事務局は慌ただしい毎日です。活動拠点である名古屋市中区丸の内の事務局が以前から手狭になっていましたが、このたび隣室を借りて、一挙に2倍のスペースを確保することになりました。

隣室がたまたま空いたという幸運に加え、会員の皆様のご協力、CAPNAを支える人たちの熱意の賜物で、念願の拡充を果たすことができました。心より感謝いたします。

二つの部屋をどう使い分けるかについては、現在、理事や事務局スタッフ、電話スタッフに広く呼びかけ、コンペ形式でアイデアを募集しています。詳しくは次号でご紹介させていただきます。

CAPNAニュースレター20号 (隔月刊4号)

2001年10月30日発行

発行 特定非営利活動法人 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち

編集 CAPNA事務局広報チーム

事務局 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-4-404 TEL052(232)2880、FAX052(232)2882

ホームページ <http://www2.ocn.ne.jp/~capna/>

深刻な現実に向かい合い、子どもを守るために

CAPNA弁護団・近く5周年 総勢66名に

CAPNA弁護団ってご存じですか。CAPNAに関わっている方なら名前くらいはご存じかと思いますが、でも、実際、どんな活動をしているかは、余りご存じない方も多いのでは。私たちをより身近に感じていただくために、少しご紹介したいと思います。(CAPNA弁護団事務局長 高橋 直昭)

負担の分担、活動の継続を旨として

CAPNA弁護団は、1997年1月に結成された子どもの虐待防止のために活動する日本で初めて誕生した弁護団です。CAPNAの活動が弁護団発足のきっかけとなっていますが、CAPNAの一機関ではなく、いわば顧問弁護士の立場で協力・連携しています。

CAPNAが1995年に結成された後、活動の中心となったT弁護士とI弁護士が子どもの虐待防止のために昼夜関係なく奔走し、下手をすると過労死しかねない状況だったので「TとIを殺すな」を合い言葉に、とても重い事件が多い虐待ケースの負担をできるだけみんなで分担し、息が長い虐待防止のための弁護活動ができるようにするために結成されたのです。結成当時は愛知県弁護士26名ほどでしたが、現在では中部地方・北陸地方の各県を含め66名の弁護士が参加しています。

「弁護団」との名が付いていますが、弁護団全体で全てのケースを担当するというものではなく、各ケースに数名でその個別ケースを担当する弁護団(チーム)を組織します。そういう意味で、いわば、子どもの虐待防止活動に携わる弁護士同士のネットワーク網といえます(事務局はありますが弁護団長は存在しません)。

弁護団の三つの立場

では、CAPNA弁護団は具体的にどのような活動をしているのでしょうか。大きく分けて3つに分類できます。それは、

①児童相談所長の代理人として動く場合

②被虐待児の代理人として動く場合

③被虐待児の親など(虐待親も含む)の代理人として動く場合

です。しかし、どの場合も、虐待されている子どもの立場に立つこと、少しでも子どもの虐待の防止に資するために活動している点では共通しています。以下、簡単にをご紹介します。

①児童相談所長の代理人となる場合

児童相談所は、子どもの虐待防止の中心的役割を果たす機関です。虐待ケースの情報が入ると、調査や検討を行い、虐待の事実が認められる場合、在宅でフォローするのか、子どもを親から引き離し保護するか(親子分離)を決定します。親子分離等を行わなければならないときには、児童相談所は子どもを緊急に虐待親から引き離し子どもを安全な場所に保護し(一時保護)、親子調整ができるか試みるなどのケースワーク的調査を行います。一時保護では足りないでその後も継続して親子分離を図らなければならないときには、保護者からの同意を得て施設に入所させたりしますが、このような場合保護者が抵抗して同意しないときもあります。そんなときには、裁判所のお墨付きをもって施設に入所させたりします。

一時保護をするときは、確実に子どもを緊急に安全な場所に移す必要があるため、一時保護をするときや一時保護したことを保護者に説明するときには、保護者が混乱したり強硬な態度に出ることもあります。そんなときに、弁護士が立ち会って、法的な観点から説明を行ったりすると、保護者が落ち着くこともあるので、児童相談所長の代理人として弁護士が一時保護の現場に立ち会うことがあります。

保護者の施設入所についての同意を得られないとき、家庭裁判所にその同意に代わる承認を求めることとなりますが、餅は餅屋で、弁護士が児童相談所長の代理人となって、申立を行います。実際、現在愛知県内でこの申立を行ったケースの殆どはCAPNA弁護団に所属している弁護士が代理人となり申立を行っています。

その他、性的虐待のケースなどで親から親権を奪う親権喪失申立など児童相談所が法的手段をとらなければならない場合に代理人として活動しています。

② 被虐待児の代理人となる活動

具体的には、離縁、刑事告訴、損害賠償請求、少年事件の付添人などに弁護士が代理人としてかかわります。

性的虐待の場合、虐待をする親などを刑事告訴したり損害賠償を請求したりすることが多くあります。性的虐待の事実が発覚し、その子どもを保護するとその家庭は崩壊してしまいます。子どもは、性的虐待によって想像を絶する心的外傷(トラウマ)を受けますが、同時に、家庭が崩壊した原因は自分のせいだ、自分さえ黙っていたらそんなことにはならなかったと自責の念に苛まれます。このような子どもたちにとって、中立で公正な立場の人から「悪いのは親であり、あなたは決して悪くない」と宣言してもらうことは、傷ついてもなお自分を傷つけ続ける子どもたちの傷ついた心の回復のきっかけになることもあるのです。

また、幼い頃に虐待を受け続けてきた人は、自分を傷つけ、自分は社会から必要とされていない人間と感じ、非行を重ねることも多くあります(少年院に入っている少年の6割が親などからの虐待を受けてきているとの法務省の調査もあります)。このような場合に少年事件の付添人(大人でいう弁護人のようなもの)となって、非行の背景の虐待を理解し、子どもが受けた心の傷の回復と更生を支援することもあります。

③ 子どもの親の代理人となる場合

まず、虐待をした親ではない一方の親(例えば、父親が子どもに虐待している場合の母親)の代理人となり、離婚調停や訴訟を行うことがあります。このような場合には、お母さん自身が父親から暴力を受けていることも多く、ドメスティックバイオレンスについての知識も必要となります。

また、激しい借金の取り立てなどによるストレスがたまり、親が子どもを虐待してしまうというケースもあ

ります。こうした場合には、自己破産や任意整理を行うことによりそのストレスを取り除くために、その親の代理人になることもあります。

さらに、虐待により子どもを死亡させてしまった親の刑事弁護をすることもあります。虐待死させた親の弁護をすることは、子どもを守るという弁護団の活動に反するのではないかと思われるかも知れませんが、決してそうではありません。親が虐待という行為に至るまでには、親自身の生育歴の問題点(その人自身が虐待、体罰、いじめなどを受けて育ってきたなど)、その親にかかわる周囲の人たちや周囲の機関のかかわりなどの社会的影響によって、自分で虐待を止めることができないという場合も多いのです。

単純に虐待親を責めても問題は解決しません。虐待親の生育歴や周囲の人間や関係機関との関係のあり方や虐待のメカニズムを明らかにし、それを教訓として有効な防止策を考えることが必要であり、そのような事情を裁判所や社会に伝える必要もあるのです。さらに亡くなってしまった子どものほかに子どもがいる場合、残された子どもが同じ不幸に巻き込まれないよう関係機関と連携を組みながら、親自身を治療などにつなぎ、虐待のない家族になってもらえるよう支援したいと思っているのです。

子どもたちのために知恵を出し合って

CAPNA弁護団は、全国で初めて子どもの虐待ケースに対応するネットワークを持った弁護士集団です。今まで、特定の弁護士に集中して疲れ果てるパターンが、少しずつですが変化・緩和されつつあります。また、沢山の弁護士が所属していることにより、より迅速な対応が可能となりました。子どもの虐待ケースは正直言うと「儲かる」どころか、「自腹を切る」事件が殆どです。また、一人で抱えているとそれだけで押しつぶされてしまうくらい一つ一つが深刻な事件です。

弁護団が、みんなで知恵を出し合って、将来を担う子どもたちの人権を守るために息の長い活動ができるよう、今後もより活発な活動を目指していきたいと思っています。